

## 第14回 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成19年2月22日(木) 午後7時～午後8時30分
- 2 場所 サークル室(文京シビックセンター12階)
- 3 出席者 専門委員会委員 内山巖雄委員長、安達修一委員長職務代理、名取雄司委員、永倉冬史委員、前田峰子委員、松平隆光委員、倉根修二委員、今井桂子委員、森英記委員  
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長、大黒保健衛生部長、奥山施設管理部長  
区職員 久住保育課長、石原保健予防課長、高橋環境対策課長、中村施設管理課長、佐藤保育係長、豊田主査

### 4 配付資料

- 資料第12号 保護者関係者説明会で出された要綱(案)等に対する意見とその対応  
資料第12-1号 保護者関係者説明会で出された要綱(案)等に対する意見とその対応と専門委員からの意見  
資料第13号 「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」(案)とその基本となる考え方(案)  
資料第14号 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)  
資料第15号 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)等保護者関係者説明会会議録

### 5 会議進行

心理相談・健康リスク相談・健康管理手帳発行の実績について

保育課長 初めに、1月に保護者関係者説明会を2日間にわたって実施した。さらに今日議会に報告した。その際、専門委員に対するねぎらいの言葉があった。

12月23日の職員を対象とした相談、1月27日の保護者を対象とした相談はいずれも希望者がなかったので中止とした。2月17日の保護者を対象とした相談は、1名の申し込みがあった。今後、3月3日は保護者を対象とした相談、3月31日は職員の相談を実施する。健康管理手帳発行の実績については、5名の保護者からの申し込みがあったので、合計53冊になった。

保護者関係者説明会等で出された意見及びその対応について

保育課長 資料第12号に添って説明する。設置要綱については、現在の要綱では1回に限り再任ができると規定されているが、間隔をあけて再任できないかという意見であった。今回議論をしていただければ、修正したい。

委員長 資料第12-1号も同じ意見でいいと思う。あの時の議論は、同じ委員が何年も続

けると好ましくないが、1回2年で再任され4年やった後その後再任することもありうるという趣旨だったと思う。この内容を要綱上の言葉に直していただきたい。

保育課長 連続2期ということと、そのあと何年か休んだ後に再任ということで要綱の案文を作成したい。

委員長 基本となる考え方についての意見からお願いします。基本となる考え方の1ページ目。

保育課長 基本となる考え方2の第2段落の疑わしい場合についても文言を明確にすべきであるという意見であるが、専門委員会に申し出ていただき専門委員会の判定に基づき、区がその判定に対応するので、折込済みである。そのままの方が意味が伝わると考える。次に、第3段落の「アスベストばく露の健康に対する影響が明らかになった場合」に限定しているので、「明らかにならなければ」対応をしないのではないかといった誤解を招く文章となっている。「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第10条に規定する疾患が発症した場合」について対応することを明確にした。

委員 被害者が相当な救済をえられるという文言を入れていただきたい

委員長 「救済の立場に立って」をどこかに入れられればいい。

保育課長 趣旨は誤解のない表現になればいいので、「負担と歳月を費やすことのないよう、誠意を持って対応してまいります。」の中に入れたい。

保育課長 要綱については4点の指摘があった。10条の関係では、遺族補償が抜けているのではないかという指摘があった。葬祭費、弔慰金、遺族補償等で修正した。さらに、グレーゾンについて文章化して欲しいという指摘については、議事録の中に明記したい。現在、議事録を調整している。ホームページをオープンする。近々会議録を公開するので確認して欲しい。

委員長 遺族補償については確かに最終報告書に記載されているものである。

保育課長 労災の基準は最終報告に記載してあるものであり、労災の基準が一番手厚い対応であると考えたことから労災という制度を引用したと考えている。関連費用としたのは、その方が幅の広いものになる。損害を負担するという表現にしたら、葬祭費、弔慰金、見舞金を出しにくくなる。損害の持つイメージと関連費用というイメージが異なる。

委員長 労災補償の場合50歳で発症するよりは20歳で発症するほうが圧倒的に不利になる。労災の場合は賃金の割合で計算するので、若い人には不利である。しかし、救済の立場に立てば、交通事故の場合は若くしてなくなった場合が有利になる。救済の立場に立てば手厚い方法になる。何に準ずるか記載しないほうが良い。

委員 関連費用のイメージが分からない。関連費用をどのように考えるかである。

委員 労災は厳密に決まる方式で、数字を入れれば答えが出てくる。計算式をワーキング等で決めるのかそれとも別のところで決めるのか。

委員 交通事故の示談に近い考え方だと思う。

保育課長 話をするようになるので、そこで了解ができた段階で示談することになる。低いところの提案にはならないと考えている。

委員 誰かと相談しながら示談に望むことになる。

委員 その総額が関連費用の総額になる。内訳として療養手当葬祭費という考え方にするのか。それとも数式を作っておいて、数式に当てはめるのか。

委員 それは委員会で決めることではなく、発症した人と区との話合で決めることになる。

保育課長 その前提となる発症については、委員会の判断になるが、区の提示について話をしている程度話がまとまった段階で和解ということになる。基本となる考え方とところで、誠意を持ってということと、救済の立場に立ってということが発症した人にとって有利になるように対応することになると読んでいただけると考えている。

委員 そういう言葉がイメージできる文章が欲しい。

委員長 関連費用の目安は時代によっても変わるので、基本的な考え方で述べたとおり、救済の立場に立って誠意を持って適切な額を相談して決めるという回答にしてあげれば良い。

委員 こういう議論があればいい。

委員長 弔慰金や葬祭費は、その時代によって異なる。

委員 国の補償もダブルスタンダード。どっちに合わせるかを区長が決めることになると大変である。

男女協働子育て支援部長 明記できない理由を書き込んだ方がいいのではないかと。今の時点で30年・40年後の和解の中身まで決められない。区の過失によって損害を与えてしまったので一般的な交通事故の示談金みたいなようなもので、通常ホフマン方式で、中間利息を差し引いて出すので、その時の収入から生涯賃金を算出する。ただこの要綱が裁判の枠組みの範囲外で救済の立場から作った制度の趣旨からして、発症した時点で決まれば良い。それ以上に書きようがない。

委員 今の時点で、区がそのように考えていたかが分かれば良い。

委員長 パブリックコメントでは、そのような立場で回答していただければ良い。

委員 ここにいない方に、こう言っていましたとわかるようにして欲しい。

男女協働子育て支援部長 制度がどんどん新しくなるので、将来どういう救済の枠組みができるかわからない。基本的に区は救済の立場で対応することで理解して欲しい。

委員 第10条の負担した後に、救済の立場で、その時点での最善の方法で対応するという内容を入れたらどうか。

委員 むしろ基本となる考え方でいいのではないかと。

男女協働子育て支援部長 要綱をいじると、あいまいになる

保育課長 10条の費用負担のところ、として言及する。

委員 第10条は職員も含まれるのか。職員が健康対象者になっている。その判定は本来なら公務災害になる。その法的な枠組みを整理していただかないと、本来我々がすべきでない範囲まで含まれてくる。

保育課長 ただし31年以降の健康診断などは、区の職員もこの要綱で対応することになる。第10条については、労災の適用がある。

委員 健康対象者になっているので、第10条の健康対象者の定義については職員も含まれている。

男女協働子育て支援部長 補償は、それぞれの法体系の中で対応していけば良い。

委員 それが明記されていない。これだと健康対象者に職員が入っているので、それならば10条の健康対象者の中に職員を含ませないほうが良い。

委員長 職員の場合、目的規定の中に労災を優先して適用するという文言ではどうか。

委員 健康診断の費用については、職員も含ませて良い。

委員長 この部分は労災の適用外になる。

委員 第10条の費用負担のところだけ職員を外せば良い。

男女協働子育て支援部長 発言の趣旨を反映した要綱にする。

委員 職員の肺がんが委員会の認定と学会の認定とで違った場合はどうするのか。

委員長 第10条の(2)は、労災のアスベスト関連疾患と認めている以外のものが学会で将来認めれば良いと書いてある。その部分についても職員に適用されないのでもいいのか。

委員 何があるか分からない。学会で認められれば公務災害や労災の適用になるのでそこで救済される。

委員長 労災で認められるには相当の実績を積まないといけない。

委員 学会で認められた新たな石綿疾患はこの20年間ない。

委員 そういう意味でのことがあるならば、他の法令との調整するとかという規定を置けば良い。

委員長 要綱では悪性中皮腫が発症すれば、認めることになっている。労災の場合は、2週間さしがや保育園に勤めていたから中皮腫を認められるのか。

委員 肺がんについてのみではないか。

委員長 中皮腫についても労災がまずやる。また、発症した肺がんが労災認定されないばあいは専門委員会が判定することになる。万が一労災で救済されなかった場合、労災で認められない症状の場合の救済をどうするのかを考えなければならない。

男女協働子育て支援部長 児童と職員をまったく同一に扱うことはできない。公務災害や労災の規定があるので基金のほうで負担するのか、文京区の税金で負担するのかという問題がある。基金が負担するところまで区で負担するといってしまうと、監査請求が出てくる。

委員長 1条のところで文京区職員については労災の適用範囲内の者は労災が適用になると規定するだけで良いのではないかと。労災で認められないものを、こちらで救済することは認められないのか。労災で申請したけれども、労災医が2週間だけの勤務では認められないといわれたらどうするのか。

委員 そういう場合があるかどうか分からない。

委員 我々の委員会でも労災で認められなかったら、こちらで救済することは認められないのか。認定医が2週間のばく露では認められないのか。認定医が2週間のばく露では認められない場合は救済できないのか、整理をする必要がある。

委員長 分かりました。その辺のところを齟齬のないように整理をお願いします。第10条はそれでいいということで。判定基準の作成スケジュールは、1年でなくてもいい。1回目は1年でも、その後は順次改定することでもいい。最後に第12条について、お願いします。

環境対策課長 席上、東京都の「アスベスト成形板対策検討委員会の設置について」を配付した。東京都では、アスベスト成形版についての取扱マニュアルを作成する考えである。資料の4ページに「アスベスト含有建材の種類と解体・改修時の取扱い」方法が記載されている。吹き付けアスベストと保温材については、飛散しやすいアスベストということで解体や改修時に同様の取扱いをする。アスベスト成形板については、非飛散性含有建材であるが届出の対象ではない。現在、解体工事現場の仮囲いや散水等による湿潤化にして取り扱っている。一昨年の11月から文京区では、飛散性のアスベストがあるかないかを調査し、アスベストがある可能性のものについては、検査をやっていただけるよう指導している。文京区では一歩踏み込んだ指導をやっている。

委員 その辺を分かりやすく、インフォメーションをやっていただきたい。

委員 区によって多少違うが、練馬区のような工事の事前説明会を義務付けているものもある。文京区も最善の措置を取っていただきたい。解体工事の際に、リスクコミュニケーションを成立させるような事前説明会を徹底させるなど、ホームページ等でインフォメーションしてもらえると、保護者の人たちも安心できる。その辺りが充分伝わっていない。その辺を整理していただきたい。

環境対策課長 現場にお知らせ看板や説明会、戸別訪問等で解体について説明をする。飛散性アスベストがあるかないかを書き込んだ標識を出させている。

委員 やってくれている内容が分かるものが欲しい。

委員長 典型的な写真でもあるといい。

委員 解体工事現場に対する危機感を持っている。その情報は絶えず新しいものを流してもらえると、安心感がある。小まめにやっていただくとありがたい。

委員長 さしがや保育園の保護者の関心のあることなので、怪しいと思ったらどんどんやっていただきたい。

委員 廃墟の建造物もアスベストだらけなので、子どもたちに入らないように注意をして欲

しい。

委員長 最後に、肺がんの判断基準を作成することとなるようだが、立証責任についてもすべて区にあると要綱に規定できないか、という意見について。

保育課長 「立証責任をすべて区にあると要綱に規定できないか」についてであるが、要綱は裁判になることを想定しないでつくったものなので、裁判になったときは通常の裁判の手続きに従って実施して欲しい。従って規定には盛り込めない。専門委員会の判定結果にしたがって誠意を持って救済の立場から対応することになる。

委員長 説明会の際に立証責任の規定ができないかという質問をいただいた。立証は、専門委員会が認めるものであるが、資料は提出していただく、と答えた。

委員 この委員会のことを長い時間かけて説明したら、それなら分かるといわれた。そういう風に読めない。裁判になったときにどうなるのか分からない。

委員長 区は全て専門委員会の意見を聞いてそれに従ってやると書いてあるので、委員会の責務は重い。ある程度の現状での判定基準は出せる。

委員 病気が出たときにどこに申し出たらいいのか分からない。例えば、とりあえず診断書をどこに提出しなさいというのが無いと出発が分からない。そこから後の判断を決めているがそのアクセスがない。そこを明記していただきたい。

委員 要綱の中身が分かりにくいので、ニュースなどでお知らせすることも必要である。

委員長 パンフレットなどを作っただけだと分かりやすい。高校生になったらレントゲン写真を送るとかが記載しているパンフレットがあるといい。説明会の時に、もし何かあったらどこに相談したらいいのかという相談があった。健康相談の窓口になっているアスベストセンターとのホットラインなども考えましょうとっておいた。

委員 速やかに動き出さないといけない。健康相談も発症相談も入るという考えでないと動けない。

委員長 何かあったら、ここに相談しなさいというのは必要である。あの当時は、区や保健所に言えないので、永倉先生に窓口になってもらった。要綱ができて信頼関係もできたら区や保健所や委員会に申し出てもらう方法で考えなければいけない。実際に健康診断をどうするのかを含めて早急に考えなければならない。

保育課長 1年に一回は、住所確認をすることになっているので、基本的な考え方と要綱をセットにして連絡したい。年1回はアナウンスしたい。

委員 実際には、アスベストセンターか事務局が窓口になるといい。

委員 発症したときに、どこに行けばいいが書いてないと慌てる。

保育課長 年1回の連絡のときにチェックリストを配付し、返事を貰って委員会で検討し、書類を出してもらう方法が現実的かもしれない。運用部分で続けるのが現実的である。

委員長 流れを分かりやすく作るように検討する必要がある。

保育課長 要綱の決定をいただいた後、パンフレットの的なものを示したい。視覚的にも分かりや

すいものでアナウンスしたい。

委員 肺がんの立証責任のところでは肺がんになったら委員会が判定することで理解していい  
のか。

委員長 肺がんに限らず、対象の疾患も全て判定会議が責任を持つ。

保育課長 のところをもう少し膨らませる形で説明したい。

委員長 質問に関しては回答ができたと思うので、今後どういう手続きになるのかももう1回最  
終案の説明会を開くのか。今日まとめたので最終的に作っていただいて、送付していただ  
きたい。

保育課長 1回事務局で引き取って、皆さんに確認していただき、決定したことを分かりやすく  
伝えたい。

委員長 まとめたものを送っていただき、説明会の疑問が解決できていれば、皆さんにお送り  
したい。

保育課長 もう一度集まって、確認したい。

委員長 もう1回集まるということで、最終案としたい。

終了 8時40分

以上